# 入 札 説 明 書

(京都府庁本庁庁舎空調設備保守点検業務)

(令和元年5月28日付け公告分)

京都府総務部府有資産活用課

一般競争入札の実施に係る入札公告(令和元年 5 月 2 8 日付け京都府公告。以下「公告」という。)に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

- 1 公 告 日 令和元年5月28日
- 2 契約担当者 京都府知事 西脇隆俊
- 3 担当部局 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町 京都府総務部府有資産活用課 施設管理担当 電話番号 (075) 414-5446
- 4 入札に付する事項
  - (1)委託業務の名称及び数量 京都府庁本庁庁舎空調設備保守点検業務 一式
  - (2) 委託業務の仕様等 別冊契約書及び仕様書のとおり
  - (3) 履行期間令和元年7月1日から令和4年6月30日まで
  - (4) 履行場所 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町 地内 〈京都府庁本庁庁舎内〉
- 5 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) ビル管理等委託業務に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定めた告示(昭和 53年京都府告示第129号)に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、「空調設備保 守点検業務」に登録されているものであること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次に掲げる者でないこと。

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

- イ 次のいずれかに該当するもの
  - (ア) 法人の役員等が暴力団員であるもの又は暴力団員がその経営に実質的に関与しているもの
    - 注)役員等とは、法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以 外のものをいう。
  - (イ) 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える 目的をもって暴力団を利用するなどしているもの

- (ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、便宜を供与するなど直接的又は 積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与しているもの
- (エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているもの
- (オ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用しているもの
- (3) 前記(2)に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者でないこと。
- (4) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- (5) 京都府南丹広域振興局管内以南に本店又は契約権限を有する支店(営業所を含む。) が所在する業者又は組合であり、緊急時に概ね1時間以内に本庁施設に到着し、対応す ることができる者であること。

具体的には、南丹広域振興局・京都市・山城広域振興局管内に所在地があり、緊急呼び出しに対して、通常の交通手段でもって1時間以内で来庁し、障害に対応できる職員を、派遣できなければならないということです。

- (6) 6 で定める一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)の提出期間 の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とさ れていない者であること。
- (7) 本庁庁舎の空調設備と同種・同規模以上の設備の保守点検業務の受託実績が、平成28 年4月1日以降において1年以上であること。

なお、同種・同規模設備とは、大型冷凍機・冷温水発生器等により冷温水を発生し、 冷暖房対象建築物(群)内に送水して、大型空調機による0A給気・ダクト方式の中央管 理空調方式を実施している建築物(群)を言い、その空調制御は中央監視室からビルコ ンピュータ等により統制制御するものであって、その規模は床面積3,000㎡以上とする。

(8) 建設業法による「管工事業」の登録があること。

建設業の登録が「管工事業」区分でされていることを言います。

なお、建設業登録においては一般・特定の別、及び京都府内に営業所登録の有る無し は問いません。(京都府建設工事競争入札参加資格者名簿へ登載の有無は問わない)

### 6 入札参加資格の確認手続

入札に参加を希望する者は、申請書(別紙様式1)及び一般競争入札参加資格確認資料 (以下「確認資料」という。)を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければ ならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間

令和元年5月28日(火)から令和元年6月10日(月)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時30分まで(正午から午後1時までを除く。)

- (2) 提出場所 3に同じ
- (3) 確認資料

次の書類を各一通、持参により提出すること。

- ア 一般競争入札参加資格確認申請書(別紙様式1)
- イ 同種業務に係る履行実績調書(別紙様式2:実績を証する契約書写し等を含む)
- ウ 誓約書(別紙様式3)
- エ 建設業の登録を証明できる書類 (建設業の許可写し等を含む)
- 才 返信用封筒

(申請者の所在地、名称を記入の上、430円切手を貼付すること)

(4) 確認通知

提出期間内に受付けた申請書については、令和元年6月13日(木)に一般競争入札 参加資格確認結果通知書(以下「確認結果通知書」という。)を郵便により送付する。 ※ 6月14日中に届かない場合は、担当部局までお電話ください。

(5) その他

確認資料作成に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

## 7 入札手続等

- (1) 入札の日時及び場所
  - ア 日 時 令和元年6月21日(金)午前10時00分
  - イ 場 所 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町 京都府庁入札課入札室
- (2) 入札方法
  - ア 入札書(別紙様式4)は持参するものとし、電送による入札は認めない。
  - イ 代理人が入札する場合は、委任状(別紙様式5)を提出しなければならない。さらに、入札書に入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示及び当該 代理人の氏名を記載して、押印をしておかなくてはならない。
  - ウ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名(法人の場合はその名称又は 商号)及び「京都府庁本庁庁舎空調設備保守点検業務入札書在中」と記入し、封筒の 開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う 場合にあっては、この限りでない。

- エ 資格確認の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札 を執行する。
- オ 入札回数は、2回までとする。なお、再度入札の参加者が1名となった場合であっても、原則として入札を執行する。
- カ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。
- (3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しなければならない。

なお、入札書の入札金額については訂正できない。

- (4) 入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取戻しをすることができない。
- (5) 入札者が連合し、又は不穏な行動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止すること

がある。

(6) 入札者は、入札説明書並びに業務仕様書、契約書案及びその他の添付書類(以下「仕様書等」という。)を熟知の上、入札しなければならない。この場合において当該仕様書等に疑義がある場合は、入札執行事務に関係ある職員(以下「入札関係職員」という。)に対して文書(別紙様式 6)により説明を求めることができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

#### ア 質疑書

- (7) 提 出 日 令和元年 6 月 1 7 日 (月) 正午まで (質疑がない場合も、「質疑無し」として提出願います。) (なお、FAXが未到達の場合は、質疑がなかったものとして 取り扱います。)
- (4) 提出方法 FAX可(FAX番号075-414-5450 電話075-414-5446)
- (ウ) 提出場所 3に同じ

### イ 回答書

- (7) 交付日 令和元年6月18日(火)午後3時頃から
- (イ) 交付方法 FAXにて、6により確認結果通知書を送付した全者に対し交付する。 (ただし、質疑がなかった場合は送信しません。)
- ウ 質疑及び回答書は、業務仕様書の一部として、入札条件となる。
- エ 質疑及び回答書の提出・交付に応じない者でも、その内容について、すべて承知したものとして入札を行う。
- オ 質疑・回答は契約書・仕様書に明記が無くとも契約条件として扱います。
- (7) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

入札金額については、3年間の長期継続契約とするため、3年間分の金額を記載すること。(消費税相当額を含まない金額を記載する。)

## (8) 開札

- ア 開札は、7の(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員(以下「立会職員」という。)を立ち会わせて行う。
- イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに入札関係職員及び立会職員以外の者は 入場することはできない。
- (9) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、 直ちに再度の入札を行う。

なお、再度入札の参加者が1名となった場合であっても、原則として入札を執行する。

また、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

### (10) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

- ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- イ 申請書又は確認資料等を提出しなかった者の入札
- ウ 申請書又は確認資料等に虚偽の記載をした者の入札
- エ 委任状を持参しない代理人による入札
- オ 記名押印を欠く入札
- カ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱又は不明な入札書又は金額を訂正した 入札書で入札した者の入札
- キ 同じ入札に2以上の入札(他の代理人としての入札を含む。)をした者の入札
- ク 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の入札
- ケ 入札関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札
- コ その他入札に関する条件に違反した入札

## (11) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予 定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者は、令和元年6月28日までに契約を締結しないときは、当該契約の相手方とな る資格を失うものとする。

## 8 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は落札金額の100分の5相当額の 違約金を落札者から徴収する。

#### 9 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。この場合において、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関(以下「銀行等」という。)が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。ただし、規則第159条第2項第3号に該当する場合は、免除する。

### 10 契約書の作成の要否

要する。(別添の契約書(案)により作成する。)

#### 11 その他

- (1) 入札に参加する者に必要な資格における実務実績については、当該法人又は個人が元請けとして実施した実績でなければならない。
- (2) 1から10までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (3) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取り消すことがある。
- (4) 業務仕様書、契約書案、回答書等については、入札終了後速やかに返却すること。
- (5) 入札者又はその代理人は、<u>入札当且には、委任状、確認結果通知書のほか、印鑑、名</u>刺を持参すること。また、入札金額の積算根拠を示す資料(別添業務内訳書を参考に作成)を持参し、入札関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。

入札当日は、なるべく公共交通機関を利用し、車で来庁しないこと。

- (6) 落札者は、速やかに現場責任者を決定しなければならない。 落札者は7月1日からの業務の開始が円滑に行えるよう現請負業者との間で十分引継をしておくこと。
- (7) 落札者は、入札後速やかに次の書類を提出すること。
  - ア (5)で作成した、入札に係る積算内訳書
  - イ 業務計画表
  - ウ 月別支払金額内訳書
- (8) (7) エ により提出された誓約書により、いわゆる暴力団員などに役員等の主要社員が該当し、又は利益供与していた場合・連合などの入札条件の欠格事由が判明したときは、落札決定を取り消すことがあり、契約後は当該契約を取り消すことがある。また、南丹広域振興局以南の営業所を閉鎖した場合は、1時間以内に当庁へ到達できる措置を講じたことを証明できなければならない。
- (9) 消費税及び地方消費税が変更された場合は変更契約を行う。

## 一般競争入札参加資格確認申請書

令和元年 月 日

京都府知事 西脇 隆俊 様

所 在 地商 号 又 は 名 称代表者の職・氏名

印

令和元年5月28日に入札公告のありました、京都府庁本庁庁舎空調設備保守点検 業務の委託に係る一般競争入札に参加する資格の確認について、別添資料を添えて申 請します。

確認申請書類作成責任者名

氏名 電話( ) 一

FAX ( ) -

令和元年 月 日

京都府知事 西脇 隆俊 様

所 在 地 商 号 又 は 名 称 代表者の職・氏名

印

## 履行実績調書

次のとおり京都府庁本庁庁舎の空調設備と同種・同規模の設備保守点検業務受託の 履行実績があることを、契約書の写しを添えて申告します。

業	務	名	(受託金額	須:			円)	)		
発	注	者				履行	施設名	中央監視室 有 地上 階・地下	・ 無 階	m²
履	行の	場所				構造	• 規模	空調機 (AHU: 全熱交換機 ( パッケージ・ビルマルミ		
契	約3	金額				空 調	能力	総合冷凍能力 チラー 吸収式 (他 単機最大冷凍能)	b	RT RT RT) RT
契	約其	期間	平成	年	月	日	~~	区成 年	月	目

- ※ 本庁庁舎設備と同種・同規模の保守点検業務であることの確認のため、契約書・業務仕様書 の写し(発注者・受注者・期間・同種・同規模が解る範囲で可)も添付して下さい。
  - 2件以上の実績がある場合は、それぞれ提出願います。
  - 2枚目以降はホチキス止め等外れない様にし、押印は不要です。

# 誓約書

私は、京都府が実施する京都府庁本庁庁舎空調設備保守点検業務の一般競争入札の申し込みに当たり、入札に参加する者に必要な資格を満たしていることを、誓約します。

令和元年 月 日

京都府知事様

住 所(所在地)

 氏 名

 法 人 名

 代表者名

※氏名欄は受任者による場合に記名・押印し、代表者印は不要です。

受任者登録がない場合は、氏名欄は空欄とし、代表者印が必要です。

ただし、入札・契約締結に関する全権限の受任者で無い場合は、代表者の記名・押印が必要です。

様式4

金額	¥
委託業務名	京都府庁本庁庁舎空調設備保守点検業務
業務場所	京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町 地内 <京都府庁本庁庁舎内>

入札説明書、業務仕様書、図面等を熟覧し、入札条件を承諾の上、上記のとおり入札いたします。

令和元年 月 日

住 所

氏 名

印

契約担当者 京都府知事 西 脇 隆 俊 様

<注意事項> 令和元年7月1日から令和4年6月30日までの3年間分の合計金額で、上記の業務について入札金額を記載して下さい。

## 委 任 状

私は

を代理人と定め、下記の委託業務の入札に関する一切の権限を委任します。

記

委 託 業 務 名 京都府庁本庁庁舎空調設備保守点検業務

受任者使用印 即

令和元年 月 日

委任者住所氏名

 $\bigcirc$ 

受任者住所氏名

 $\bigcirc$ 

質 疑 書

質 疑 事 項	備考	質 疑 事 項	備  考			
業務名 京都府庁本庁庁舎空調設備保守	点 検 業 務	上記のとおり質問いたしますので御回答願います。 令和元年 月 日 住所				
京都府知事  西 脇 隆	俊 様	氏名 FAX				

## ◎ 入札書の記入例

金額	¥ 0,000,000- 1)
委託業務名	京都府庁本庁庁舎空調設備保守点検業務
履行場所	京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町 地内
	<京都府庁本庁庁舎内>

入札説明書、業務仕様書、図面及び実地を熟覧し、入札条件を 承諾の上、上記のとおり入札いたします。

令和元年 月 日 3)

住所 (会社所在地) 4)

(会社名)

氏名 (会社代表者 職 氏名 即)

5)

契約担当者 京都府知事 西 脇 隆 俊 様

備考 入札書は封筒に入れて表面に「京都府庁本庁庁舎空調設備保守点検業務入札書在中」及び「入札者」を記載し封印をすること。

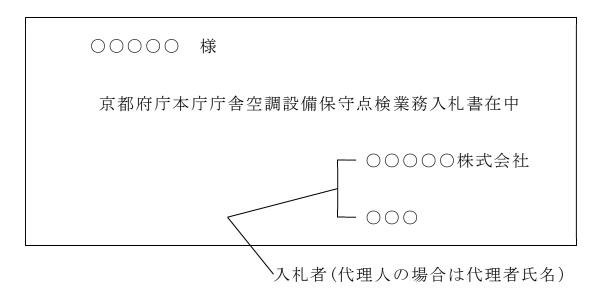
## ※ 記入上の注意

- 1) 算用数字で円単位とする。(消費税を含まない。) 訂正したものは 無効
- 2) 再入札のときは、「再」の字を記入し、各々訂正印を押すこと。
- 3) 入札年月日とする。
- 4) 会社所在地、会社名、代表者名を記入し、会社印、代表者印を押 印のこと。
- 5) 代理入札をするときは、委任者の住所氏名(会社所在地、会社名、 代表者名)を記し(上記記入例による)さらに、受任者(代理人) の氏名を記し押印する。このときの「印」は委任状の「受任者使用 印」を用いること。

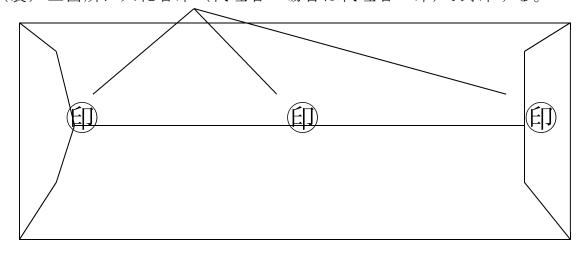
## ◎ 入札書の封筒

入札書は、封筒に入れ密封し、下図のように、記名封印してください。

## (表) 京都府知事 西 脇 隆 俊 あてとする



(裏) 三箇所に入札者印 (代理者の場合は代理者の印)で封印する。



注) たて書きでもよい。

## ◎ 委任状の記入例

委	:	任	状			
□□□□を代理人と定切の権限を委任します		記の委託	化業務の	入札に	私関する	
		記				
委 託 業 務 名 京都府	· 庁本庁	宁舎空訓	周設備保	:守点検	業務	
受	:任者使	用印				
令和元年 月	日					
委任者住所氏名	000	ī△△町 <i>△</i> ○○株式 は締役 >	弋会社			<b>(1)</b>
受任者住所氏名		ī△△町∠ ○○株式 □				

## 委 託 契 約 書

収 入 印 紙

### 決定後記載

京都府を甲とし、○○○○○○を乙として、甲乙両当事者は、次のとおり委託契約を締結する。(契約要項)

- 第1条 この契約の要項は、次のとおりとする。
  - (1) 委託業務の名称、内容等

京都府庁本庁庁舎空調設備保守点検業務

## 金額は決定後記載

- (2) 委託料 ○○○○○○円
  - (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額○○○○円)
- (3) 委託期間 令和元年7月1日から 令和4年6月30日まで
- (4) 契約保証金 ○○○○○ 円 又は免除
- (5) 遅延利息及び遅延賠償金の計算に用いる利率 年2.7パーセント

(契約保証金)

- 第1条の2 甲は、前条第4号の契約保証金を第8条第1項の遅延賠償金及び第12条第1項の違約金に充当することができる。
- 2 甲は、第5条の検査終了後、乙の請求に基づき速やかに契約保証金を返還しなければならない。 (業務の処理の方法)
- 第2条 乙は、別添の業務仕様書により委託業務を処理しなければならない。
- 2 乙は、前項の業務仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。(処理状況の調査等)
- **第3条** 甲は、必要があると認めるときは、いつでも委託業務の処理状況を乙に報告させ、又は自らその状況 を調査することができる。

(委託業務の内容の変更)

**第4条** 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部若しくは一部を変更し、又は業務を一時停止させることができる。この場合において、委託料又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(業務完了報告及び検査)

- 第5条 乙は、各月毎に業務を完了したときは、直ちに甲に業務完了報告書を提出しなければならない。
- 2 甲は、前項の業務完了報告書を受理したときは、その日から 10 日 (以下「検査期間」という。) 以内に 業務の完了の確認のため検査を行わなければならない。ただし、3月分の業務完了報告書を受理したときは、 直ちに検査を行うものとする。
- 3 乙は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。 (委託料の支払)
- **第6条** 乙は、前条の検査に合格したときは、翌月以降において甲に対して書面をもって当該月分の委託料の 支払を請求するものとする。
- 2 委託料の月別の支払い金額は別表のとおりとする。
- 3 甲は、前項の請求書を受理した日から30日(以下「約定期間」という。)以内に委託料を支払わなければならない。
- 4 甲は、前項の期間内に委託料を支払わない場合は、期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し第1条第5号の利率を乗じて計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数に計算しないものとする。
- 5 前項の規定により計算した遅延利息の額については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)の規定による端数処理の計算方法の適用後の額とする。

(検査の遅延)

第7条 甲が第5条第2項の検査期間内に検査を行わないときは、その期間を経過した日から検査を行った 日までの期間の日数は、約定期間の日数から差し引くものとし、また当該遅延期間が約定期間の日数を超え る場合には、約定期間は満了したものとし、甲は、その超える日数に応じ前条第4項及び第5項の例により 計算した金額を乙に支払うものとする。

(履行遅滞)

- 第8条 乙は、その責めに帰すべき理由により各月の末日までに当該月の業務を完了できないときは、その期間を経過した日の翌日から業務を完了する日までの日数に応じ、別紙に定める当該月の委託料に対し第1条第5号の利率を乗じて計算した遅延賠償金を甲に支払わなければならない。この場合において、端数処理の計算方法については、第6条第5項の規定を準用する。ただし、同項中「政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)」とあるのは、「京都府延滞金等の徴収に関する条例(平成23年京都府条例第29号)」と読み替える。
- 2 前項の日数には、検査に要した日数は、これを算入しない。 (契約の解除)
- 第9条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。
  - (1) 乙の責めに帰すべき事由により、この契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
  - (2) 乙が正当な理由なくして通常考えられる契約履行のための着手時期を過ぎても業務に着手しないとき。
  - (3) 乙が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。
  - (4) 乙が次のいずれかに該当するとき。
    - ア 役員等(乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは 委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が暴力団員による不当な行為 の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定 する暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)であると認められるとき。
    - イ 暴力団 (暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。) 又は暴力 団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
    - ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
    - エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
    - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
    - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれか に該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
    - キ 乙が、アからオまでのいずれかに該当する者を資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方として いた場合(カに該当する場合を除く。)に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わな かったとき。
- 2 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。
  - (1) 第4条の規定による委託業務の内容の全部又は一部の変更のため、委託料が3分の2以上減少したとき。
  - (2) 甲が正当な理由なくしてこの契約の各条項に違反したとき。

(談合等による解除)

- **第10条** 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
  - (1) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条の規定による排除措置命令、第62条第1項の規定による納付命令又は第64条第1項の規定による競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。
  - (2) 乙が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
  - (3) 前2号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
  - (4) 乙(乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(予算削減に係る契約の解除等)

第11条 甲は翌年度以降の歳入歳出予算において、乙に支払うべき委託料が減額され、又は削減されたとき

- は、契約を解除することができる。
- 2 甲が前項の規定により、この契約を解除したことにより、乙に損害を与えたときは、乙は当該損害の賠償 を請求することができる。

(違約金)

- **第12条** 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、委託料の10分の1を違約金として甲の指定する期日までに甲に支払うものとする。
  - (1) 第9条第1項の規定によりこの契約が解除されたとき。
  - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となったとき。
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当するときとみなす。
- (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
- (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
- (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 甲は、第9条第2項の規定によりこの契約が解除されたときは、委託料の10分の1を違約金として乙の指定する期日までに乙に支払うものとする。

(損害賠償)

**第13条** 乙は、その責めに帰すべき事由により、委託業務の処理に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害賠償の予定)

- 第14条 乙は、第10条各号のいずれかに該当するときは、委託業務の完了の前後を問わず、又は甲が契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、委託料の10分の2に相当する金額を甲に支払わなければならない。ただし、同条第1号から第3号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。
- 2 前項の規定による損害賠償金は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により乙が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

(期限の利益の喪失)

**第15条** 第 12 条第1項各号のいずれかに該当するときは、乙の甲に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、乙は甲に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。

**第16条** この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

(権利の譲渡等)

(相殺予約)

**第17条** 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、又は引き受けさせてはならない。 ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。 (再委託等の禁止)

**第18条** 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(秘密の保持) 第19条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

- 第19余 乙は、委託業務の処理上知り得に秘密を他人に漏らしてはならない。 (関係法令の遵守)
- 第20条 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)、最低賃金法(昭和34年法律第137号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)、労働契約法(平成19年法律第128号)その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。(協議)
- **第21条** この契約書に定めのない事項又はこの契約書の条項について疑義が生じたときは、甲乙協議してこれを定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、甲乙両当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和元年 月 日

甲氏名 京都府知事 西脇隆俊

令和元年度(令和元年7月1日~令和2年3月31日)

月	基本額	消費税額	支 払 額
7			
8			
9			
10			
11			
12			
1			
2			
3			
計			

令和2年度(令和2年4月1日~令和3年3月31日)

月	基本額	消費税額	支 払 額
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
1			
2			
3			
計			

令和3年度(令和3年4月1日~令和4年3月31日)

月	基本額	消費税額	支 払 額
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
1			
2			
3			
計			

令和4年度(令和4年4月1日~令和4年6月30日)

月	基本額	消費税額	支 払 額
4			
5			
6			
<u>≅</u>  -			

## 京都府庁本庁庁舎空調設備保守点検メンテンス一覧表

			メンテナンスサイクル											
NO,	   名		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
1	とートポンプ保守点検業務	スクリュー冷凍機		0			0			0			0	
	[LTM 7/ ]	安全弁検査		0										
		中性能フィルター交換							0					
2	空調用フィルター取替、洗浄業務	プレフィルター洗浄		0					0				0	
		廃棄処分				0								
3	自動制御機器保守点検業務		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	  ファンコイル保守点検業務	定期点検			0					0				
4	77/24/7/ 17 小阪米幼	プ・レフィルター洗浄			0					0				
		シーズン点検			0	0	0	0	0					
5	  冷却水処理装置保守点検業務 	フィルター交換			0									
		フィルター洗浄					0							
1 比· 2 空 3 自 4 7; 5 冷 6 3; 7 空 8 電 9 第 10 冷 11 空		薬剤			0									
6	3ウェイエアコン保守点検業務	空冷マルチ	0				0			0			0	
7	空調機器本体点検業務	エアハント゛リンク゛ユニット		0						0				
8	電気・機械室空調保守点検業務	電気室他パッケージ	0				0			0			0	
9	第1号館送風機保守点検業務				0									
		シーズン点検イン・オン		0			0			0			0	
10	冷温水発生機保守点検業務	シーズン点検オフ		0						0				
		冷却水系統ブラシ洗浄							0					
11	空調用ポンプ定期点検業務	定期点検		0					0					
	<u> </u>	グランドパッキン交換							0					
19	  冷却塔保守清掃業務	シーズンイン点検	0											
		清掃業務	0											
13	業務統括管理		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	$\circ$

## 業務什様書

(京都府本庁庁舎空調設備保守点検業務)

## 一般的事項

- 当該業務は、京都府庁本庁庁舎に設置している次の空調設備についての保守点検を目的と しているもので、本仕様書に明記されていない事項であっても、目的達成に必要な細部の事項に ついては、甲乙協議の上、実施するものとする。
- 本業務仕様書は、業務の大要を示すものであるので、具体的な事項については、関係者と 十分協議及び協力を行い、円滑に業務を遂行するものとする。
- 当該業務の実施に当っては、あらかじめ日程等について打合せを行い、甲の業務等に支障 のないよう留意しなければならない。

### 第1 ヒートポンプ保守点検業務

対象設備

前川製作所製空気熱源ヒートポンプチリングユニット (MYCOM-AW-625SMH-S) (2基中、1基故障中のため)

350 USRT

·冷温水量 2.520 Q/分

- 保守点検回数
  - (1) 冷・暖房シーズン切替時の保守点検

各1回

(2) 冷・暖房シーズン中の保守点検

各1回

(3) 圧力弁、安全弁法定点検

1回

- 業務内容
  - (1) 冷・暖房シーズン切替時の保守点検
    - ア 圧縮機ユニット
      - 主電動機の軸受部のグリス点検(材料を含む。)
      - 吸入ストレーナー、液ストレーナー、オイルフィルターの分解掃除点検 (1)
      - ドライヤーフィルターの掃除及び吸着剤の交換(材料を含む。) (ウ)
      - 冷媒及び冷凍機油の所要量の点検 (I)
      - (才) オイルリリーフ弁の分解掃除及び調整(必要時)
      - 電磁弁、膨張弁の作動点検 (力)
      - (キ) 圧力、温度スイッチの作動テスト
      - (ク) 制御回路の作動状態の点検確認
      - (ケ) 防振ゴムの点検
    - イ 空気熱交換機
      - (ア) 冷房時
        - ・水槽内水張り、加湿装置の散水テスト
        - スプレーノズルの掃除
      - 暖房時 (1)
        - ・水槽内掃除、散水ポンプの保守点検
      - (中) ファンプレードの点検
    - ウ その他
      - 各部ガス洩れ検査 (ア)
      - (1) 運転状態点検調整
      - (ウ) 電気関係絶縁測定
  - (2) 冷・暖房シーズンイン中の保守点検
    - ア 冷媒及び冷凍機油の所要量の点検
    - イ 各部ガス洩れ検査
    - ウ 冷房時;スプレーノズルの作動確認
    - エ 運転記録に基づく点検調整
  - (3) その他保守点検
    - ア 圧力計の点検
    - イ 安全弁の検査
  - (4) 契約外業務
    - ア 使用上の消耗による保守作業
    - イ 使用上の操作誤り、取扱い不良に起因する保守作業

- ウ 水質不良に起因する保守作業
- エ 空気熱交換機のフィンの洗浄作業
- オ 圧縮機本体及び付属機器のオーバーホール作業
- カ 正常運転を維持するための冷媒、冷凍機油の交換又は、補充作業
- キ 再塗装及び保温の修復作業
- ク 保守物件以外の機器に起因して生じる二次的事故の修復作業

## 4 その他

- (1) 故障等緊急事項が発生した場合は、直ちに技術員を派遣し、処置するものとする。
- (2) 保守点検を終了したときは、速やかに点検報告書を甲の指定する職員に提出し、 承認を得るものとする。
- (3) 各機器が故障により交換等を必要としたときは、別途代金を甲が支払うものとする。 ただし、消耗品及び小部品は乙が負担する。

## 第2 空調用フィルター取替・洗浄業務

## 1 対象設備

日本バイリーン製エアーフィルター

(1) 空調機用

ア 中性能フィルター

(2) 給気ユニット用 特別サイズ ----- 12枚

## 2 取替·洗浄回数

(1) 中性能フィルター

年1回取替 4ヶ月に1回洗浄及び年1回取替

(2) プレフィルター

## 3 設置場所等

		種類		<b>7ィルター</b>		(ルター
言	2置場	听	フルサイズ	ハーフサイズ	フルサイズ	ハーフサイズ
		ACU-101				12(特)
	1階	ACU-102	4		4	
		ACU-103	4		4	
		ACU-121	2		2	
	2階	ACU-122	2		2	
	400	ACU-123	1	1	1	1
		ACU-124	2		2	
		ACU-131	2		2	
第	3階	ACU-132	2		2	
1		ACU-133	2	1	2	1
号		ACU-134	2		2	
館	4階	ACU-141	2		2	
口口		ACU-142	2		2	
		ACU-143	2		2	
		ACU-144	1	1	1	1
		ACU-151	2		2	
	5階	ACU-152	2		2	
		ACU-153	2		2	
		ACU-154	1	1	1	1
	6階	ACU-161	2	1	2	1
		ACU-162	2		2	
第2	号館	ACU-201 × 2	16×2	4×2	16×2	4×2
		ACU-301	10	6	10	6
議会	会棟	ACU-302	6	2	6	2
		ACU-303	8	6	8	6
	号館	FS-102				6(特)
第2	号館	FS-201				6(特)

## 第3 空調用自動制御機器保守点検業務

## 1 対象設備

(1)	空調	用	白動	制	御機器	₽
\ ' /	ᆂᄜ	/ IJ I	_ =	113.7	141 DX 11	3

ア 熱源系統	1組
イ 第1号館空調機制御	20組
1F-2台、2F~5F-4台、6F-2台	
ウ 第1号館ペリメーターゾーンFCU制御	96組
エ 第1号館排気ダクト廻り制御	1組
才 第2号館空調機制御	1組
カ 議会棟空調機制御(1)	2組
1、2階南系統・1、2階西系統・3階系統	
キ 議会棟空調機制御(2)	1組
ク 給気ファンフィルター制御	2組
(2) 空調用チャンネルコントローラー	
中央主制御装置	1組

## 2 保守点検回数

(1) 月例定期点検 年12回(毎月)

 (2) 総合点検調整
 年1回

 (3) 非常要請時点検調整点検
 随時

## 3 業務内容

- (1) 温湿度発信機
  - ア 外観、構造点検
  - イ エレメントの外傷点検、清掃
  - ウ 実測による0調整
  - 工 電圧点検
  - 才 故障検出回路点検
  - カ 露点湿度検出器、検出ボビン再生
  - キ 設定値確認及び実測値による校正
- (2) モジュトロールモーター
  - ア 外観、可動部消耗度点検
  - イ 清掃
  - ウ 0、50、100%のコマンドに対して、開度の確認
  - エ フェールセーフコマンドの点検
  - 才 電圧点検
  - 力 故障検出回路点検
  - キ ストローク点検、調整
- (3) 変換機
  - ア 外観、構造点検
  - イ 清掃
  - ウ 0、50、100%のコマンドに対して、出力及び電圧の確認
  - エ フェールセーフコマンドの点検
  - 才 電圧点検
  - 力 故障検出回路点検
  - キ 模擬試験器による入出力点検及びファンクションカート の校正
- (4) モータードライバー
  - ア 外観、構造点検
  - イ 清掃
  - ウ 0、50、100%のコマンドに対して、信号の確認
  - エ フェールセーフコマンドの点検
  - 才 電圧点検
  - 力 故障検出回路点検
  - キ TP間電圧の確認
- (5) 調節器
  - ア システム型番の確認
  - イ 上位伝送グループNo.の確認
  - ウ システムエラーの確認
  - エ P-ROM残書き込み回数の確認
  - オ 軽故障、アラーム状態の確認

- カ バックアップ禁止時間の確認
- キ S-MMIによるAI、DI、AO、DOその他ファイルのDEL状態、エラー状態の確認
- ク 制御パラメーターの確認 ケ クリーンアップ、各端子の増締
- コ 電源状態の確認(負荷状態)用クロック周波数の調整
- サ 上位コマンドによる発停試験
- シ バックアップコマンドによる発停試験
- ス設定点変更による動作試験
- セ AI、AOのアドレス変更による系統点検
- ソ 実測による誤差チェック
- タ 制御状態の確認

(6) 中央管制装置 CHCチャンネルコントローラー

<u>6)</u>	<u> </u>	CHCチャンネルコントローラー
	ユニット	保守項目
1	. MCU	(1)データファイルのバックアップ作成
		(2)自動シャットダウン機能の確認
		(3)各部のクリーンアップ
		(4)自己診断プログラムによるハードウェア診断
		(5)ハードディスクドライブ/フロッピーディスクドライブ
		/光磁気ディスクドライブの機能確認
		(6)フロッピーディスクドライブ/光磁気ディスクドライブのヘッドクリーニング
		(7)インジケータ表示確認
		(8)ケーブル、コネクタ類の装着状態確認
		(9)冷却ファンの動作確認
L	14011	(10)ハードウェア構成の確認
2	. MCU 分電ユニット	(1)受電電圧の測定 (2)電源、接地端子等の締付確認
	が電ユーット (PDU)	(2) 电源、接地端于等の続い確認 (3) 各部のクリーンアップ
	(FDO)	(4)サージアブソーバの交換
		(5) 受電インジケータの確認
		(6)ケーブル、コネクタ類の装着状態確認
3	. MCU	(1)電源電圧、リップルの測定、調整
	外部入出力	(2)各部のクリーンアップ
	ユニット	(3)各端子の締付確認
	(IOU)	(4)ケーブル、コネクタ類の装着状態確認
4	. 無停電電源装置	(1)バックアップ動作の確認
	(UPS)	(2)電源診断検出レベルの確認
		(3)UPS出力電圧測定
F	> -> - / +4/6 4/5	(4)UPS外観点検
٦	. システム機能	(1)基本機能の確認 (2)システム構成機器管理機能の確認
		(2)システム構成機器管理機能の確認 (3)外部入出力ユニット(IOU)の移報、ブザー停止機能の確認
		(4)OS各設定内容の確認
		(5)システム状態の確認
		①チェックプログラムによる診断
		②システムのイベントログの確認、保存
		③データベース動作状態の確認
		④エラーログの保存
		(6)管理点数の確認
L	1- 19 19	(7)MCUソフトウェアバージョンの確認
6	・キーボード	(1)動作点検
	/マウス	①キーボード ②マウス
		(2)各部のクリーンアップ
-	. CRT	(1)消磁
'	. 5131	(2)設定要素の確認
		①色ズレ、色ムラの確認
		②フォーカス確認
		③コントラスト、画面サイズ、表示位置の確認、調整
L		(3)外観のクリーンアップ
	. UIC	(1)データファイルのバックアップ作成
1	設備統合	(2)メモリバックアップ機能の確認
	コントローラ)	①動作確認 ②バックアップバッテリー放電電圧測定
		③バックアップバッテリー外観点検
		④バックアップバッテリー定期交換
		(3)電源断検出レベルの測定、調整
		(4)電源電圧、リップルの測定、調整
		(5)各部のクリーンアップ
		(6)自己診断プログラムによるハードウェア診断
		(7)インジケータの確認
		(8)ケーブル、コネクタ類の装着状態確認
		(9)システム情報の確認
		(10)冷却ファンの動作確認 (11)冷却ファンの定期交換
L		(1)/ガロノアノ切た例文揆

## 4 契約外業務

- (1) 本契約時以降に追加された機器の保守点検作業
- (2) 弁及び弁パッキングの取替工事
- (3) 計装用電気配管、配線及び計装用空気配管等の変更工事及び新規工事
- (4) 冷凍機本体に直接付属している自動機器の保守作業
- (5) 工業用計器、制御弁本体の工場持込修理作業

## 5 その他

- (1) 故障等緊急事項が発生した場合は、直ちに技術員を派遣し、処置するものとする。
- (2) 保守点検を終了したときは、速やかに点検報告書を甲の指定する職員に提出し、承認を 得るものとする。
- (3) 各機器が故障により交換等を必要としたときは、別途代金を甲が支払うものとする。 ただし、消耗品及び小部品は乙が負担する。

### 第4 ファンコイル保守点検業務

1 対象設備

床置型ファンコイルユニット SL-R 300、400、600型 192台

2 保守点検回数 年2回点検

## 3 業務内容

- (1) 前板取外し、復旧
- (2) 風量変化チェック
- (3) ドレンパン汚れ状態チェック
- (4) コイルフィン面汚れ状態チェック
- (5) モーター音チェック
- (6) フィルター取替
- (7) フィルター洗浄(年1回)

## 4 契約条件

- (1) 作業は、平日昼間とする。
- (2) 作業時に発見した不良箇所の材料及び作業員費用は、別途支払うものとする。
- (3) 作業に必要な光熱水費は、甲の負担とする。

## 5 その他

- (1) 故障等緊急事項が発生した場合は、直ちに技術員を派遣し、処置するものとする。
- (2) 保守点検を終了したときは、速やかに点検報告書を甲の指定する職員に提出し、承認を 得るものとする。
- (3) 各機器が故障により交換等を必要としたときは、別途代金を甲が支払うものとする。

## 第5 冷却水処理装置保守点検業務

1 対象設備

TS式冷却水処理装置

サワコンスタンダードCC-OWL-2S型1基薬品注入ポンプTS-31PWP-F型2台薬液タンクT-200型1台制御盤2面

2 保守点検回数

シーズンイン保守点検 1回(6月) シーズン中水質検査、薬剤注入 3回(7・8・9月) シーズンオフ保守点検 1回(10月)

- 3 業務内容
  - (1) シーズン中保守点検
    - ア 水質検査
    - イ 薬剤の注入
      - (ア)冷却水処理剤MH-110 × 180kg
  - (2) シーズンオフ保守点検

    - ア 薬液タンクの水洗い イ 注入ポンプの薬液接液部の水洗い
    - ウ 制御盤電源のオフ
  - (3) コイルフィン面汚れ状態チェック
  - (4) モーター音チェック
  - (5) フィルター取替
  - (6) フィルター洗浄(年1回)
- 契約条件
  - (1) 作業は、平日昼間とする。
  - (2) 作業時に発見した不良箇所の材料及び作業員費用は、別途支払うものとする。
  - (3) 作業に必要な光熱水費は、甲の負担とする。
- その他 5
  - (1) 故障等緊急事項が発生した場合は、直ちに技術員を派遣し、処置するものとする。
  - (2) 保守点検を終了したときは、速やかに点検報告書を甲の指定する職員に提出し、 承認を得るものとする。
  - (3) 各機器が故障により交換等を必要としたときは、別途代金を甲が支払うものとする。

20台

## 第6 3ウェイエアコン保守点検業務

-		_	Ξп.,	/₩
1	~ √1	☞	=₩1	
	対	勿	ᇠ	姍

2

201
4台
1式
1回
1回
1回
1回

- 3 業務内容
  - (1) 冷・暖房シーズンイン保守点検

= 洋製空冷式ヒートポンプパッケージ

- ア 外観点検検査
  - (ア) 設置状態
  - (イ) 異常音、振動の有無
- イ 計器の点検
  - (ア) 温度計
  - (イ) 圧力計
  - (ウ) 電流計
- ウ 部品の動作チェック
  - (ア) サーモスタット
  - (イ) 高低圧スイッチ
  - (ウ) リレー
- 工 電装関係
  - (ア) 絶縁抵抗各部端子
  - (イ) 配線
- (2) 冷・暖房シーズンイン中の保守点検
- ア 付帯設備の点検
  - (ア) 付帯機器の点検
  - (イ) 電源供給状態の確認

- イ 電装関係
  - (ア) 絶縁抵抗各部端子
  - (イ) 増締め
  - (ウ) 安全装置部品動作チェック
- ウ 各部点検
  - (ア) 蒸発器
  - (イ) 圧縮機
  - (ウ) 凝縮器
  - (エ) 送風機
  - (オ) 膨張弁
- エ ガス洩れの点検
  - (ア) 溶接部
  - (イ) フランジ部
  - (ウ) フレア一部
- オ 運転データ採取
  - (ア) 温度測定記録
  - (イ) 圧力測定記録
  - (ウ) 電圧測定記録 (I) 電流測定記録
- (3) 契約外業務
  - ア アルミフィン洗浄(3年に1回)
  - イ 使用上の操作誤り、取扱い不良に起因する保守作業
  - ウ 圧縮機の薬品洗浄作業
  - エ 凝縮器の薬品洗浄作業
- その他
  - (1) 故障等緊急事項が発生した場合は、直ちに技術員を派遣し、処置するものとする。
  - (2) 保守点検を終了したときは、速やかに点検報告書を甲の指定する職員に提出し、 承認を得るものとする。
  - (3) 各機器が故障により交換時を必要としたときは、別途代金を甲が支払うものとする。 ただし、消耗品及び小部品は乙が負担する。

## 第7 空調機本体保守点検業務

対象設備 (本庁では大氣社呼称:ACUに統一) クボタトレーン製空調機

26台

- (1) 第1号館
- 21系統 (2) 第2号館
- 2系統 (3) 議会棟 3系統
- 2 保守点検回数 年2回(春季、秋季)
- 3 業務内容
  - (1) 春季点検
  - ア ファン駆動モーターの点検
    - モーター絶縁抵抗値の測定 (ア)
    - モーターの異音、発熱、振動等の点検 (1)
    - モータープーリー止めねじの点検 (ウ)
    - モーターの電流、電圧の測定 (I)
  - イ ファン部の点検
    - ファン振動状況の点検 (ア)
    - (1) ファンプーリー止めねじの点検
    - (ウ) ファン軸受の点検
    - (I) ファン軸受のグリースの点検
    - (才) ファン固定ボルトの増締
    - (カ) ベルトの張りの調整

## (2) 秋季点検

- ア ファン駆動モーターの点検
  - (ア) モーター絶縁抵抗値の測定
  - モーターの異音、発熱、振動等の点検 (1)
  - モータープーリー止めねじの点検 モーターの電流、電圧の測定 (ウ)
  - (I)
- イ ファン部の点検
  - (ア) ファン振動状況の点検
  - ファンプーリー止めねじの点検 (1)
  - (ウ) ファン軸受の点検
  - ファン軸受のグリースの点検 (I)
  - ファン固定ボルトの増締 (才)
  - (力) ベルトの張りの調整
- ウ その他
  - (ア) 断熱材の破損状況点検
  - (1) 各部の発錆の点検
  - (ウ) 甲との打合せ
- 契約外業務
  - (1) 自動制御盤及びインバーター(付属品含む。)の点検、保守
  - (2) 交換部品(ベルト、ベアリング等)及び機器の取替
  - (3) ファンコイル、コイル、フィンの洗浄
  - (4) フィルターの取替え(※:エアハン業者による交換ではないとの意)
- その他
  - (1) 故障等緊急事項が発生した場合は、直ちに技術員を派遣し、処置するものとする。
  - (2) 保守点検を終了したときは、速やかに点検報告書を甲の指定する職員に提出し、 承認を得るものとする。
  - (3) 各機器が故障により交換等を必要としたときは、別途代金を甲が支払うものとする。

## 第8 電気・機械室空調機保守点検業務

1 対象設備

中央監視盤室エアコン(三菱電機製)

室外機型式:PUZ-ZRMP160KA × 1台 室内機型式:PL-ZRP80EA3 × 2台 保守管理員室エアコン(ダイキン製) 1台

室外機型式:R28SES ×

- 2 保守点検回数
  - (1) 冷・暖房シーズンイン点検 各1回 (2) 冷・暖房シーズン中点検 各1回 (3) 緊急時呼び出し点検 随時
- 業務内容
  - (1) 冷房シーズン点検
    - ア電源、電圧、電流時の測定
    - イ 冷房機本体点検、圧縮機、モーター、操作回路の対地絶縁抵抗の測定
    - ウ 制御機器の作動確認(保守リレーの作動確認)
    - エ 冷媒系統のガス洩れ検査
    - オ 室外機フィンの汚れ点検
    - カ 異常音、異常振動の有無点検
    - キ 排水口の詰り等の点検(清掃)
    - ク エアフィルターの点検
    - ケ 運転状況の確認
  - (2) 暖房シーズン点検
    - ア電源、電圧、電流等の測定
    - イ 圧縮機、モーター、操作回路の対地絶縁抵抗の測定
    - ウ 本体点検(室外機フィンの汚れ点検)
    - エ 制御機器の作動確認(保守リレーの作動確認)
    - オ 異常音、異常振動の有無点検
    - カ 運転状況の確認

## 4 契約外業務

- (1) 破損又は消耗した交換部品費及びフロンガス代
- (2) 取扱不良又は天災等の不可抗力に起因する故障修理
- (3) 本体及び付帯機器の移動又は変更に起因する故障修理
- (4) 圧縮機、熱交換機、モーター等の交換
- (5) 熱交換フィンの薬品洗浄

### 5 その他

- (1) 故障等緊急事項が発生した場合は、直ちに技術員を派遣し、処置するものとする。
- (2) 保守点検を終了したときは、速やかに点検報告書を甲の指定する職員に提出し、 承認を得るものとする。
- (3) 各機器が故障により交換等を必要としたときは、別途代金を甲が支払うものとする。

### 第9 送風機保守点検業務

1 対象設備

1	台
1	台
	台
1	台
1	台
1	台
	台
	台
	台
1	台
	台
1	台
	台
2	台
16	台
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2 2

## 2 保守点検回数

年1回点検

## 3 業務内容

- (1) 運転時点検
  - ア 触指、振動計を使用しての振動チェック
  - イ 聴音棒を使用しての軸受けの回転音チェック
  - ウ 触指、温度計を使用しての軸受け温度確認
  - エ その他の異常音検査
  - オ 聴覚、目視によるベルトのスリップ
  - カ 電流計を使用しての電流値チェック(負荷の変化)
  - キ 聴音棒、温度計を使用しての電動機の状態チェック
  - クグリスアップ等の回転部保守・軽整備
- (2) 停止時点検
  - ア テストハンマー、スパナを使用してのプーリーの固定
  - イ 目視によるプーリー溝の磨耗チェック
  - ウ 目視によるベルトの張りと磨耗チェック
  - エ テストハンマー、スパナを使用しての主要部の緩みその他確認

## 4 契約外業務

点検後に判明した不良品及び修理作業費は甲の負担とする。

#### 5 その他

- (1) 故障等緊急事項が発生した場合は、直ちに技術員を派遣し、処置するものとする。
- (2) 保守点検を終了したときは、速やかに点検報告書を甲の指定する職員に提出し、承認を得るものとする。
- (3) 各機器が故障により交換等を必要としたときは、別途代金を甲が支払うものとする。

## 第10 冷温水発生機保守点検業務

1 対象設備

ガス吸収式冷温水発生機(三洋製) 2基

・能力 360RT・冷温水量 2,520 ℓ/分

## 2 保守点検回数

(1) 冷・暖房シーズンイン点検各1回(2) 冷・暖房シーズン中点検各1回(3) 冷・暖房シーズンオフ点検各1回(4) 冷却水系統ブラッシング洗浄各1回

## 3 業務内容

- (1) 冷・暖房シーズンイン・中・オフ時の点検
  - ア 吸収液の濃度等の分析
  - イ 冷温水系電熱管、高低温熱交伝熱管の腐食、スケール付着の点検
  - ウ 高温再生器の内部汚れ点検
  - エ 吸収液、冷媒及び油気ポンプのVベルト点検
  - オ プロテクトリレー、ウルトラビジョン、遮断弁、電磁弁、ガバナ、ブロアモータ、 ファンの点検
  - カ 安全装置・制御機器の点検
- (2) その他の保守点検
  - ア 冷却水系統のブラッシング洗浄
  - イ 液面リレー電極棒、サイドグラス、パッキン類、パラジウムセル、煙室カバーの点検

#### 4 その他

- (1) 故障等緊急事項が発生した場合は、直ちに技術員を派遣し、処置するものとする。
- (2) 保守点検を終了したときは、速やかに点検報告書を甲の指定する職員に提出し、 承認を得るものとする。
- (3) 各機器が故障により交換等を必要としたときは、別途代金を甲が支払うものとする。

## 第11 空調用ポンプ定期点検業務

#### 1 対象設備

(1)	冷却水ポンプ	( 200	× 150	TFWM)	2 台
(2)	冷温水蓄熱ポンプ	(125	× 100	FSS4J611)	1 台
(3)	冷温水1次ポンプ	(125	× 100	FSS4K618)	1 台
(4)	冷温水2次ポンプ	(125	× 100	FSS4J615)	1 台
(5)	冷温水2次ポンプ	( 100	× 80	FSS4J611)	1 台
(6)	冷温水2次ポンプ	(125	× 100	FSS4J675)	2 台
(7)	冷温水3次ポンプ	( 100	× 80	FSS4K622)	5 台

## 2 保守点検回数

(1) 機器の性能検査年2回(2) グランドパッキン取替え年1回

## 3 業務内容

- (1) ケーシング、羽根車及びスリーブの腐蝕、磨耗、汚れ等の点検
- (2) 主軸部、軸受部の磨耗、振動、音、曲り、温度、汚れ等の点検
- (3) ライナーリング、水切リングのゆるみ、磨耗、劣化の点検
- (4) ポンプの振動、騒音の点検及び運転点検
- (5) グランドパッキンの取替え及び漏れ、温度の点検
- (6) モーターの点検
- (7) グリスアップ等の回転部保守・軽整備

## 4 その他

- (1) 故障等緊急事項が発生した場合は、直ちに技術員を派遣し、処置するものとする。
- (2) 保守点検を終了したときは、速やかに点検報告書を甲の指定する職員に提出し、 承認を得るものとする。
- (3) 各機器が故障により交換等を必要としたときは、別途代金を甲が支払うものとする。

## 第12 冷却塔保守清掃業務

1 対象設備

空研冷却塔(SKB-365PGE-R) 2基 ·冷却水量 6,000 ℓ/分

2 保守点検回数

(1) 冷房シーズンイン点検 年1回 (2) 清掃業務 年1回

- 3 業務内容
  - (1) 冷房シーズンイン時の点検
    - ア 塔本体(骨剤、外板・ルーバー、水槽、タラップ)の点検、塗装(TU)
    - イ 熱交換部のスケール除去
    - ウ 送風機のケーシング、ベルトカバー、羽根の点検
    - エ 送風機のモーター、軸受及びベルトの点検、調整、部品取替、注油
    - オ 水槽本体の清掃
    - カポールタップ、ストレーナーの取替及び調整点検
- 4 その他
  - (1) 故障等緊急事項が発生した場合は、直ちに技術員を派遣し、処置するものとする。
  - (2) 保守点検を終了したときは、速やかに点検報告書を甲の指定する職員に提出し、 承認を得るものとする。
  - (3) 各機器が故障により交換等を必要としたときは、別途代金を甲が支払うものとする。

## 第13 業務等の統括

受託者は監理する技術者・代理人を現地に派遣して、業務にあたらせること。

- 1 各空調設備の保守点検業務が円滑に遂行するため工程等の調整業務
- 2 各空調設備の制御・運転が円滑に行うため設備システム系統の調整、システムの構築を 統括する。
- 3 空調設備全体を把握し、良好な空調提供の提案・助言を甲に対して行う。
- 4 乙は、その持てる技術力を遺憾なく発揮し、空調設備全般の良好な維持管理に資するよう業務を遂行し、維持に係る予算資料・計画立案に出来る限り協力するものとする。

## 参考数量内訳書

業務名 京都府庁本庁庁舎空調設備保守点検業務

業務場所 京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町 地内

京都府総務部府有資産活用課

設計 内 訳 書

NO 1	名 称	規格等	数量	単位	単 価	金額	備考
	京都府本庁庁舎空調設備保守点検業務認	设計書					
				¥			3ヶ年総合計 (税込)
	(直接業務費)						
	京都府本庁庁舎空調設備保守点検業務		1. 00	式			①
	直接物品費		1. 00	式			② 物品費対象額×率
	直接業務費						3=1+2
	業務管理費		1. 00	式			4
	業務原価(計)						5=3+4
	一般管理費		1. 00	式			6
	保全業務費(1年分 計)		1. 00	年			1ヶ年分(⑤+⑥)
							千円止め
	3 ヶ年保全業務費合計		3. 00	年			3ヶ年分
	消費税相当額		1.00	式			
	合 計						

設計 内訳書

NO 2	名 称	規格等		数量	単位	単 価	金額	備考
1.	ヒートポンプ保守点検業務			1.00	年			内訳書 No3
2.	空調用フイルター取替、洗浄業務			1.00	年			内訳書 No4~No7
3.	自動制御機器保守点検業務			1.00	年			内訳書 No8~No9
4.	ファンコイル保守点検業務			1.00	年			内訳書 No10
5.	冷却水処理装置保守点検業務			1.00	年			内訳書 No11
6.	3 ウエイエアコン保守点検業務			1.00	年			内訳書 No12
7.	空調機器本体点検業務			1.00	年			内訳書 No13
8.	電気・機械室空調機保守点検業務			1.00	年			内訳書 No14
9.	第1号館送風機保守点検業務			1.00	年			内訳書 No15
10.	冷温水発生機保守点検業務			1.00	年			内訳書 No16
11.	空調用ポンプ定期点検業務			1.00	年			内訳書 No17
12.	冷却塔保守清掃業務			1.00	年			内訳書 No18
	計							

設計 内訳書

NO 3	名 称	規格等	機器台数	歩掛かり	数量	単位	単価	金額	備  考
1.	ヒートポンプ保守点検業務	スクリュー冷冽	棟機 (2台)						(株)前川製作所製
(1)	保守点検費 (年4回)								
	冷房・暖房イン点検	保全技師補	2台			人			
	同上	保全技術員	2台			人			
	冷房・暖房中点検	保全技術員	2台			人			
	同上	保全技術員補	2台			人			
(2)	安全弁検査(年1回)法定点検								
	圧力計点検	保全技術員	1箇所			人			
	安全弁(50A)点検	保全技術員	6台			人			
	安全弁(65A)点検	保全技術員	2台			人			
	計								

設計 内訳書

NO 4	名 称	規格等	機器台数	歩掛かり	数量	単位	単 価	金額	備考
2.	空調フイルター取換、洗浄業務								
(1).	中性能フルター(取換及び廃棄)年1[	回交換(約2週	間要)						
	ア 第1号館1階(2系統)	フルサイス゛			8.00	枚			
	第1号館2階(4系統)	フルサイス゛			7.00	枚			
	第1号館2階(2系統)	ハーフサイス゛			1.00	枚			
	第1号館3階(4系統)	フルサイス゛			8.00	枚			
	第1号館3階(4系統)	ハーフサイス゛			1.00	枚			
	第1号館4階(4系統)	フルサイス゛			7.00	枚			
	第1号館4階(1系統)	ハーフサイス゛			1.00	枚			
	第1号館5階(4系統)	フルサイス゛			7.00	枚			
	第1号館5階(1系統)	ハーフサイス゛			1.00	枚			
	第1号館6階(2系統)	フルサイス゛			4.00	枚			
	第1号館6階(2系統)	ハーフサイス゛			1. 00	枚			
	計								(1) ア

設計 内訳書

NO 5	名 称	規格等	機器台数	歩掛かり	数量	単位	単 価	金額	備考
	イ 第2号館								
	地階 2 台	フルサイス゛			32. 00	枚			
	地階 2 台	ハーフサイス゛			8. 00	枚			
	第2号館 計								(1) イ
	  ウ 議会棟								
	地階3台	フルサイス゛			24. 00	枚			
	地階 3 台	ハーフサイス゛			14. 00	枚			
	議会計								(1) ウ
	(1) 中性能フイルター 計								(1) ア+イ+ウ

設計 内訳書

NO 6	名 称	規格等	機器台数	歩掛かり	数量	単位	単 価	金額	備考
(2) .	プレフイルター(年2回洗浄及び年1回	]取換・処分含む	?)						
	ア 第1号館機械室給気系統	特別サイズ			18.00	枚			
	第1号館1階(2系統)	フルサイス゛			4. 00	枚			
	第1号館1階(2系統)	フルサイス゛			4. 00	枚			
	第1号館2階(4系統)	フルサイス゛			7. 00	枚			
	第1号館2階(2系統)	ハーフサイス゛			1. 00	枚			
	第1号館3階(4系統)	フルサイス゛			8.00	枚			
	第1号館3階(4系統)	ハーフサイス゛			1.00	枚			
	第1号館4階(4系統)	フルサイス゛			7. 00	枚			
	第1号館4階(1系統)	ハーフサイス゛			1.00	枚			
	第1号館5階(4系統)	フルサイス゛			7. 00	枚			
	第1号館5階(1系統)	ハーフサイス゛			1. 00	枚			
	第1号館6階(2系統)	フルサイス゛			4. 00	枚			
	第1号館6階(2系統)	ハーフサイス゛			1.00	枚			
	計								(2) ア

設計 内訳書

NO 7	名 称	規格等	機器台数	歩掛かり	数量	単位	単 価	金額	備考
	イ 第2号館								
	地階 2 台	フルサイス゛			32. 00	枚			
	地階 2 台	ハーフサイス゛			8. 00	枚			
	機械室(給気)特別サイズ	特別サイズ			6. 00	枚			
		小計							(2) イ
		7 5							\ = \times \ .
	ウ 議会棟(3系統)								
	地階 3 台	フルサイス゛			24. 00	枚			
	地階3台	ハーフサイス゛			14.00	枚			
		小計							(2) ウ
	(2) プレフィルター 計								(2) ア+イ+ウ
	計								(1) + (2)

設計 内訳書

NO 8	名 称	規格等	機器台数	歩掛かり	数量	単位	単 価	金額	備考
3.	自動制御機器保守点検								
(1).	月例点検								
	ア 熱源系統	12回/年	1.00		12	組			
	イ 制御機器 1階	12回/年	2.00		24	系統			
	制御機器 2~5階	12回/年	16.00		192	系統			
	制御機器 6階	12回/年	2.00		24	系統			
	ウ ファンコイルユニット (195台)	12回/年	96.00		1, 152	組			
	エ 排気ダクト制御 (発電機室)	12回/年	1.00		12	組			
	才 第2号館制御機器	12回/年	1.00		12	組			
	カ 議会等棟制御機器								
	(南西系統、3系統)	12回/年	2. 00		24	系統			
	(議会棟)	12回/年	1. 00		12	系統			
	キ 給気ファンフイルター制御	12回/年	2.00		24	系統			
	ク チャネルコントローラ	12回/年	1.00		12	式			
	計								(1) ア~ク

設計 内訳書

NO 9	名 称	規格等	機器台数	歩掛かり	数量	単位	単 価	金額	備考
(2).	総合調整点検(年1回)								
	ア調整点検				1.00	式			
	ア 調整点検 イ ナャンネルコントローフ (データー更新、総点検)				1.00	式			
	<b>計</b>								(2) ア~イ
	슴計								(1) + (2)

設計 内訳書

NO 1 O	名称		規格等	機器台数	歩掛かり	数量	単位	単 価	金額	備考
4.	ファンコイル保守点検業務									
(1).	ファンコイル点検(年2回)									
	ア 回転チェック									
	イ 排水チェック									
	ウ フイルター詰りチェック		保全技術員	192			人			
	エ ドレンパン汚れチェック (	$\sqrt{}$	保全技術員補	192			人			
	オ 風量変化チェック									
	カ コイルファン汚れチェック									
	キモーター音チェック									
	ク 前板、フイルタ取外し、復旧		年2回			192. 00	枚			
(2).	フイルター交換・処分		年1回			192. 00	枚			
(3).	フイルター洗浄		年1回			192. 00	台			
	合計									(1) + (2) + (3)

設計 内訳書

NO 1 1	名 称	規格等	機器台数	歩掛かり	数量	単位	単価	金額	備考
5	冷却水処理装置保守点検業務(年5回)	<u> </u>							
(1)	冷房イン保守点検	保全技術員				人			
(2)	冷房オフ保守点検	保全技術員				人			
(3)	水質分析、薬剤量注入調整				3.00	回			(7、8、9月)
(4)	冷却水水処理剤費								
	アー冷却水処理剤	MH-110			180.00	kg			
	合計								(1) + (2) + (3) + (4)

設計 内訳書

NO 1 2	名 称	規格等	機器台数	歩掛かり	数量	単位	単 価	金額	備考
6	3 ウェイエアコン保守点検業務	(株)サンヨー	-製ヒートオ	ポンプパッ	ケージ(	室内機 2	0基・室	外機 4 基)	室内機20台=20基・3ウェイエアコン
(1)	冷房イン切替点検	保全技師補	20基			人			仕様書を参照
		保全技術員	20基			人		_	
(2)	冷房中保守点検	保全技術員	20基			人			
	The state of the s	保全技術員補	20基			人			
(3)	暖房イン切替点検	保全技師補	20基			人			
		保全技術員	20基			人			
(4)	暖房中保守点検	保全技術員	20基			人			
		保全技術員補	20基			人			
	合計								(1) + (2) + (3) + (4)

設計 内訳書

NO 1 3	名 称	規格等	機器台数	歩掛かり	数量	単位	単 価	金額	備考
7	空調機本体保守点検業務(年2回点核	(を) クボタトレ	ーン製						
(1)	第1号館機械室・1系統								1号館各階南北機械室 合計21系統
	第1号館1F・2系統								
	第1号館2F・4系統	保全技術員				人			
	第1号館3F・4系統	- 保全技術員補				人			
	第1号館4F・4系統								
	第1号館5F・4系統								
	第1号館6F・2系統								
(2)	第2号館	保全技術員				人			
		保全技術員補				人			
(3)	議会棟	保全技術員				人			
		保全技術員補				人			
	合計								(1) + (2) + (3)

設計 内訳書

NO 1 4	:	名 称	規格等	機器台数	歩掛かり	数量	単位	単 価	金額	備考
8	電気、機械室空	調機保守点検業務(年	4 回点検)							
(1)	冷房イン点検	(2台)	保全技師補	2			人			
			保全技術員	2			人			
(2)	冷房中点検	(2台)	保全技術員	2			人			
			保全技術員補	2			人			
(3)	暖房イン点検	(2台)	保全技師補	2			人			
			保全技術員	2			人			
(4)	暖房中点検	(2台)	保全技術員	2			人			
			保全技術員補	2			人			
<u> </u>										
	合計									(1) + (2) + (3) + (4)

設計 内訳書

NO 1 5	名 称	規格等	機器台数	歩掛かり	数量	単位	単 価	金額	備考
9	第1号館送風機保守点検業務(年1回)								
(1)	送風機保守点検・16基	保全技術員	16			人			
		保全技術員補	16			人			
(2)	ファンフィルター取換・処分					台			
	승計								(1) + (2)

設計 内訳書

NO 1 6	名 称	規格等	機器台数	歩掛かり	数量	単位	単 価	金額	備考	
1 0	冷温水発生機保守点検業務	ガス吸収式冷凍	<b>東機</b>						(株)サンヨー製	
(1)	  保守点検費(年6回) 2基									
	冷房イン点検 (2台)	保全技師Ⅱ	2台			人				
		保全技師補	2台			人				
	  冷房中点検 (2台)	保全技師Ⅱ	2台			人				
		保全技師補	2台			人				
	  冷房オフ点検 (2台)	保全技師Ⅱ	2台			人				
		保全技師補	2台			人				
	暖房イン点検 (2台)	保全技師Ⅱ	2台			人				
		保全技師補	2台			人				
	暖房中点検 (2台)	保全技師Ⅱ	2台			人				
		保全技師補	2台			人				
	暖房オフ点検 (2台)	保全技師Ⅱ	2台			人				
		保全技師補	2台			人				
(2)	  冷却水系統ブラッシング洗浄(年1回)	保全技術員	2台			人				
		保全技術員補	2台			人				
	合計								(1) + (2)	

設計 内訳書

NO 1 7	名 称	規格等	機器台数	歩掛かり	数量	単位	単 価	金額	備考
1 1	空調用ポンプ定期点検業務								
(1)	  性能検査(年2回)(13台を2回にタ	けて検査)							
	アー冷却水ポンプ				2. 00	台			
	イ 冷温水蓄熱ポンプ				1. 00	台			
	ウ 冷温水1次ポンプ				1. 00	台			
	エ 冷温水2次ポンプ				4. 00	扣			
	オ 冷温水3次ポンプ				5. 00	台			
(2)	グランドパッキン点検交換				13. 00	和			
	승計								(1) + (2)

設計 内訳書

NO 1 8	名 称	規格等	機器台数	歩掛かり	数量	単位	単 価	金額	備考
1 2	冷却塔保守業務								
(1)	保守点検費(年1回・2基)								冷凍能力1270kw
	冷房イン点検 (2台)	保全技師Ⅱ	2			人			
		保全技師補	2			人			
(2)	清掃業務(年1回)	保全技術員	2			人			
	冷却塔清掃点検	保全技術員補	2			人			
	合計								(1) + (2)